入札・契約制度改善のあゆみ

令和6年度	①習志野市週休2日制適用工事実施要領(土木等工事)を制定(4月1日施行)・土木等工事(営繕関係工事は除く)について週休2日制の適用を実施②習志野市週休2日制適用工事試行要領(営繕工事)を制定(4月1日施行)・営繕関係工事について週休2日制の適用を試行実施③「低入札価格調査実施要領」を改正(4月1日施行)・建設工事等業務委託に係る低入札価格調査基準額の算定方法を、「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」に準拠したものに改正。 ④「低入札価格調査実施要領」を改正(6月1日施行)・建設工事等業務委託に係る低入札価格調査基準額の算定方法を、「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」に準拠したものに改正。
令和5年度	習志野市週休2日制適用工事試行要領の制定(4月1日施行) ・土木等工事(営繕関係工事は除く)について週休2日制の適用を試行 実施
令和4年度	①「低入札価格調査実施要領」を改正(4月1日施行) ・低入札価格調査基準額の算定方法を最新の中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル(令和4年4月1日~モデル)、「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」に準拠したものに改正。 ②習志野市建設工事における現場代理人の兼務に関する事務取扱要領を改正(5月1日施行) ・建設工事における現場代理人の工事現場への常駐義務を緩和 ③習志野市建設工事における現場代理人の兼務に関する事務取扱要領を改正(令和5年1月1日施行) ・兼務対象となる工事の請負金額を緩和
令和3年度	物品・委託契約の指名競争入札を電子入札システムにて実施
令和2年度	①建設工事請負契約書、測量等に係る業務委託契約書、物品供給契約書、一般業務委託契約書の約款改正(4月1日施行) ・公共工事標準請負契約約款の改正、改正民法への対応 ②建設工事請負契約書の約款改正(令和3年3月1日施行) ・建設業法改正 著しく短い工期の禁止、監理技術者の専任義務の緩和

令和元年度	①「低入札価格調査実施要領」を改正(4月1日施行) ・低入札価格調査基準額の算定方法を最新の中央公共工事契約制度運用 連絡協議会モデル(令和元年4月1日~モデル)、「予算決算及び会計令 第85条の基準の取扱いについて」に準拠したものに改正。
平成 30 年度	① 習志野市長期継続契約とする契約を定める条例改正・長期継続契約を締結することができる契約を追加。② 物品・委託契約の一般競争入札を電子入札システムにて実施
平成 29 年度	①市発注工事における社会保険未加入業者の一次下請契約からの排除 ②「低入札価格調査実施要領」を改正(4月1日施行) ・低入札価格調査基準額の算定方法を最新の中央公共工事契約制度運用 連絡協議会モデル(平成29年4月1日~モデル)、「予算決算及び会計 令第85条の基準の取扱いについて」に準拠したものに改正。
平成 28 年度	①「市内中小企業の受注機会確保の強化」 ・以下の内容を、建設工事請負契約約款において規定。 下請負契約を締結する場合及び工事に伴う材料、物品、役務の調達に当たっては、存在しない場合を除き、習志野市内に本店を有する者の活用を図らなければならない。 ②物品・委託契約について一般競争入札を本格実施 ③市発注工事における社会保険未加入業者の入札参加の排除 ④「低入札価格調査実施要領」を改正(4月1日施行) ・低入札価格調査基準額の算定方法を最新の中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル(平成28年4月1日~モデル)に準拠したものに改正。
平成 27 年度	①「中間前金払制度」を導入(4月1日施行) ・事業者の資金調達の円滑化を図るため、一定の要件を満たした場合、契約金額の10分の2以内の額を限度として支払う制度を導入。 ②「習志野市随意契約ガイドライン」 ・随意契約を行う場合の、契約事務の指針とするため策定。 (策定に伴い、「業務委託に係る随意契約ガイドライン」を廃止。)
平成 26 年度	①「低入札価格調査実施要領」を改正(4月1日施行) ・低入札価格調査基準額の算定方法を最新の中央公共工事契約制度運用 連絡協議会モデル(平成25年5月16日~モデル)に準拠したものに改 正。 ②入札参加資格における請負工事場所に係る近接要件の制限撤廃
平成 25 年度	①習志野市建設工事における現場代理人の兼務に関する事務取扱要領を 策定 (建設工事における現場代理人の工事現場への常駐義務を緩和した場合 の現場代理人の兼務を可能とするもの)

	①低入札価格調査制度の適用基準を作成
平成 24 年度	・予定価格が1億円以上の建設工事のうち、入札参加資格要件として経
	営事項審査の総合評点を 1,400 点以上と設定する案件
	・総合評価落札方式を採用する案件
	②最低制限価格について、より適正な運用を図るため、建設工事の一般
	競争入札において、落札候補者に工事積算内訳書の提出を求める。
平成 22 年度	①業務委託について、契約時に「業務委託契約に際しての留意事項」を
	配布し、適正な労働条件の確保について指導の強化を図る。
	②習志野市建設工事総合評価落札方式試行実施要領を策定(2月)
	①制限付き一般競争入札の対象を拡大(10月1日施行)
平成 21 年度	・建設工事の制限付き一般競争入札の対象を 1,000 万円以上から 500
	万円以上に拡大。
	①「制限付き一般競争入札実施要領」を改正(4月1日施行)
	・1,000万円以上の建設工事を対象としていた「受注希望型競争入札」
	を制限付き一般競争入札に統合。
	② 物品・委託契約について、市ホームページで契約締結状況を公開
	(20年度契約分を6月より)
	・契約課窓口での閲覧に加え、ホームページによる公開を開始した。
	③「低入札価格調査実施要領」を改正(6月1日施行)
	・建設工事に加え、測量コンサルタント業務等も対象となるよう改正
平成 20 年度	④「単品スライド条項」の適用基準を策定(8月1日施行)
	・主要な工事材料の価格高騰により請負代金が不適当となった場合、
	請負代金の変更を可能とするもの。
	⑤ 工事請負代金債権を活用した融資制度に係る債権譲渡承諾の運用を
	開始(12月より)
	・国土交通省が創設した「地域建設業経営強化融資制度」及び「下請
	セーフティネット債務保証事業」を利用する場合に、請負業者が市
	に対して有する工事請負代金債権の第三者への譲渡を認め、建設業
	への資金供給の円滑化及び下請保護を図るもの。
	①「建設設計業務委託」について一般競争入札を導入(試行実施)
	・ 対象は予定価格 1,000 万円以上の設計業務とする
平成 19 年度	②「建設工事等暴力団対策措置要綱」を改正(6月1日施行)
	・ 市の発注工事等の事業者(下請業者を含む)は、暴力団等により工
	事や委託業務の妨害・不当要求を受けた場合、警察署へ被害届を提
	出し、市へ報告することを義務付けた。(契約書「特約」として定
	める。)
	③「最低制限価格」の事前公表を実施(9月より)
	④「建設工事請負業者等指名停止措置要綱」の改正(10月1日施行)
	・ 県内で発生した独占禁止法違反行為等に係る指名停止措置を強化

	7
	した。(指名停止の最長期間を 24 ヶ月から 36 ヶ月に延伸)
	⑤「電子入札約款」「電子入札運用基準」を策定
	⑥「電子入札」の試行実施(12月より)
	⑦ 一般競争入札に係る「事後審査入札」の試行実施(12月より)
	⑧ 物品・委託契約について一般競争入札を試行実施
	対象は予定価格 1,000 万円以上のものから抽出する
	①「受注希望型競争入札」の本格実施
平成 18 年度	・対象:予定価格 1000 万円以上 1 億円未満の建設工事
	②「ちば市町村共同利用電子調達システム」の運用開始
	・入札参加資格申請登録を、電子入力により行う方法とする
	①契約書中「談合など不正行為に関する条項」の改正
	・入札談合を行った事業者に対するペナルティの明確化
	②「建設工事請負業者等指名停止措置要綱」の改正
平成 17 年度	・指名停止措置の強化(指名停止期間の加算)を図る
	③「習志野市長期継続契約とする契約を定める条例」を制定
	④「習志野市特定建設工事共同企業体取扱(試行)要綱」の制定
	⑤「習志野市入札約款及び入札の心得」の制定
	①「予定価格の事前公表」の実施
平成 16 年度	・「設計金額の事前公表」に替え、「予定価格の事前公表」を実施
	・対象:予定価格 130 万円以上の建設工事(随意契約は除く)
	①「業務委託に係る随意契約ガイドライン」の設定
	・随意契約方式を適用する際、公平性、経済性の確保の観点から、総
亚宁 1 2 左库	合的に判断し決定する基準を設ける
平成 15 年度	②「業務委託に係る契約方法の考え方について」の作成
	・広報作成、ごみ収集、公園管理等に係る業務委託について、契約方
	法の考え方について整理する
	①「設計金額の事前公表」の対象範囲拡大
	・対象:設計金額5千万円以上の建設工事
	→→設計金額130万円を超える建設工事 (随意契約は除く)
	②「低入札価格調査制度」の試行導入
平成 14 年度	③「受注希望型競争入札」の試行実施
	・郵送による入札方法を取り入れる
	・対象:設計金額130万円以上1億円未満の建設工事より抽出し、実
	施する
	①「設計金額の事前公表」の対象範囲の拡大
平成 13 年度	・対象:設計金額1億8千万円以上の建設工事
	→→設計金額5千万円以上の建設工事
	②「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び同法施行
	令に係る習志野市入札・契約事務運用マニュアル」の制定
	PICMの日心対中/VIL 大利事物使用、ヘユノル」VIIIに

	③「制限付き一般競争入札」の本格実施
	・対象:設計金額1億8千万円以上の建設工事
	→→設計金額1億円以上の建設工事
	④「公正入札調査委員会設置要領」及び「習志野市公共工事談合情報マ
	ニュアル」の制定
	⑤「工事施工上の留意点」の作成
	⑥「習志野市簡易修繕(営繕)業務受注資格審査制度」の導入
	①「設計金額の事前公表」の試行実施
亚式 10 年度	・対象:一般競争入札による建設工事
平成 12 年度	②「指名情報(指名業者名)の事前公表」の廃止
	③一般競争入札の公告及び結果を「市ホームページ」に掲載
	①前払金の支払割合の改正(10分の3→10分の4)
	②暴力団対策措置 実施
平成 11 年度	・市、習志野警察署との間で「建設業からの暴力団排除に関する合意
	書」を締結
	・「習志野市建設工事等暴力団排除措置要綱」の制定
	①予定価格設定区分(設定者)の変更
	②「予定価格の事後公表」の実施
平成 10 年度	・対象:建設工事及び建設工事に係る設計委託業務
	・公表内容:指名業者名 工事名及び工事場所
	入札経過及び入札結果・・・予定価格
	①「習志野市財務規則」の一部改正
平成9年度	・予定価格が50万円以下の一般業務委託、賃貸借契約について、担当
	課での処理とする
	①「建設工事請負契約約款」の改正(契約保証制度について)
平成8年度	・工事完成保証人の廃止
	・契約保証金の改正(100 分の 5→100 分の 10)
	①「制限付き一般競争入札」の試行実施
	・対象:設計金額1億8千万円以上の建設工事
	②最低制限価格の設定 対象:前述「制限付き一般競争入札」案件
	③「習志野市指名業者選定基準」の改正
	・格付基準及びランクごとの発注金額の見直し
	④見積期間の確保 土日、祝日等を除き、見積期間を設定する
平成6年度	⑤現場説明会の廃止
	⑥「建設工事に係る随意契約のガイドライン」の設定
	・随意契約方式を適用する際、公平性、経済性の確保の観点から、総
	合的に判断し決定する基準を設ける
	⑦建設業退職金共済制度における工事ごとの証紙購入の確認を実施
	8入札参加資格申請の中間年度受付を廃止
	◎/VI□グ//H泉和TIℍ*/ 円尺入口で光上

	⑨指名停止基準の見直し 国、県に準じて改正
	①「習志野市入札制度検討委員会」の設置
	②入札回数の見直し
平成5年度	・入札回数(再度入札を含む。)を2回までに限定
	③「不正行為等の通報があった場合の処理方針及び談合情報があった場
	合の入札の取り扱いについて」の事務処理を規定